

## 平成30年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成30年2月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成30年2月15日 午後2時44分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 報告事項

1. 戦国城跡巡り事業について
  - ・「ひがしみのの山城」としての広域連携について
2. 可児市駅前広場整備事業について
3. 公共交通運営事業について
4. 太陽光発電施設について
5. 地区センター地域拠点化事業について
6. (株)ダイセキ環境ソリューション(仮称)岐阜リサイクルセンターの進捗状況について

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	高木将延	副委員長	野呂和久
委員	伊藤健二	委員	川上文浩
委員	酒井正司	委員	渡辺仁美
委員	大平伸二		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	吉田隆司
建設部長	三好英隆	市民部参事	村瀬雅也
観光交流課長	坪内豊	地域振興課長	井藤裕司
環境課長	杉山徳明	都市計画課長	田上元一
都市整備課長	佐合清吾		

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	渡邊ちえ	議会事務局書記	林桂太郎
---------	------	---------	------

○委員長（高木将延君） 皆様、お疲れさまです。ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 済みません。ちょっと副市長と緊急の打ち合わせをしないと。あしたの件があるのでちょっとここを抜いたりしますけれども、ちょっと御了承をいただいて出たり入ったりしますので、よろしくお願いします。

○委員長（高木将延君） 今回は、会期前委員会ということで平成30年度可児市予算の概要から、新規事業を中心に4項目について執行部から概要説明をいただくことといたしました。

また、委員会の所管事務調査事項であります太陽光発電施設とダイセキ環境ソリューションについても、現在の進捗状況につきまして説明を受けることといたしました。本来でしたら予算の概要説明を先に行うべきですが、執行部の入れかわり等もありますので、説明順序が前後することを御了承いただきたいと思ひます。

それでは、報告事項に入りたいと思ひます。

まずは、戦国城跡巡り事業についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（渡辺達也君） 本日お持ちしました資料は、A4の1枚とひがしみの山城スタンプラリーパンフレットをお持ちしましたので、よろしくお願いします。

A4の資料でございますが、冒頭に経緯とございます。

平成29年9月に、美濃金山城がひがしみの山城として、恵那市の岩村城跡、中津川市の苗木城跡とともに、岐阜の宝ものに認定されました。この岐阜の宝ものといいますのは、岐阜県が平成19年度に始めました宝もの認定プロジェクトの一環で、認定ランクといたしましては、一番下のランクのじまんの原石、その上のランクの明日の宝もの、そして、その上の最高ランクに位置するのがこの岐阜の宝ものでございます。県内の観光資源としては6番目の認定になるものでございます。可児の宝物でございます美濃金山城跡が岐阜県の宝ものとして認定されましたのは、今後の可児市の観光資源のPRに大きな展開力をつけていただいたような大変栄誉あることと認識しております。

これに伴いまして、昨年11月に岐阜県と協議し、広域で連携しながらひがしみの山城をPRしていくものとなったものでございます。

以下の詳細につきましては、観光交流課長のほうから御説明申し上げます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、進めさせていただきます。

今、部長が申しましたそういったことを受けまして、今年度から広域連携のほうがいよいよ動き出しております。

今年度を実施しました広域連携はここにありまして、1つは、「お城EXPO2017」というところがございまして、そこへ出展をしております。平成29年12月末あたりなんですけれども3日間、場所は横浜です。来場者数は3日間で1万9,100人という方々においてい

ただくという大きなイベントです、これは。その中で、岩村城跡、それから苗木城跡、それとともに一緒に統一したブースで出展をしております。これは下の写真がそのときの様子になりますけれども、こういうような形で1万9,100人の人にPRしてきたというものでございます。こちらの会場のしつらえとかパンフレット、ポスター、こういったものにつきましては、岐阜県の予算で作成をしております。

それから、もう一つ、山城のスタンプラリーというのをちょうど今行っているところでございます。もう一つ別のパンフレットをごらんいただきますと、こういうような形で3城のほうをめぐっていただくというようなことを行っております。こちらのチラシにございますとおり、岩村城は日本100名城なんですね。苗木城と美濃金山城につきましては、続日本の100名城ということで、いずれにしても日本の中でも代表的な名城というような形になっておりますので、それこそ平成30年4月6日からこの続100名城のスタンプラリーというのが始まりますので、これによって全国からまた誘客が狙えるかなと、そんなふうにも考えております。

戻っていただきまして、スタンプを押していただくに当たりまして、その設置場所としましては、平成30年4月からは観光交流課になりますけれども、今は生き生きプラザ、こちらのほうがちょうど改装されておりますので、ここにお寄りいただくことができるという状況でございます。山城カード云々と書いてありますけれども、そういったことをして楽しみながら回っていただくということなんですけど、費用は岐阜県のほうの予算でやっています。

新年度につきましてということになりますけれども、新年度の事業予定としましては、ここがございます（仮称）ひがしみの山城連絡協議会、こういったものを設置したいというふうに考えております。岐阜県が600万円、3市がそれぞれ200万円の負担金を拠出しまして協議会のような形を設置しまして、広域で事業展開をしていくという予定でございます。事業内容は、県、それから3市、城跡整備団体という構成団体でこれから協議をしていくということになりますけれども、想定といたしましては、3城の周遊企画、それから土産物とかグッズの開発、それから旅行商品の造成、そういったことなどを考えているところでございます。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 県のほうへ負担金200万円を出すわけで、前段では岐阜県が作成します、費用は岐阜県ですと2項目出てきますが、この200万円と見比べてどんな感じですか。県の負担が持ち出しなのか、負担金内の金額なのか。

○観光交流課長（坪内 豊君） 負担金としては、県はそのまま600万円を持ち出していただきまして、協議会に出していただくという形になります。それぞれの3市についても200万円ずつ協議会のほうに出してということですので、1,200万円の予算を使って事業を行っていくということになります。

この上のは、今年度既に全額県の補正予算で組んでいただいて、その予算をもってやった

事業ということになります。

○委員（酒井正司君） 費用対効果ということじゃないんですが、出資金が可児市の場合200万円出すわけですな。それで、その見返りといっちゃなんですが、その分は十分あるという認識ですな。

○観光交流課長（坪内 豊君） おっしゃるとおりでございまして、ちょっと人数的なお話をさせていただくと、岩村城のほうには、これは平成28年度の数値なんですけれども、資料館と合わせて5万5,000人の方々が来ていまして、苗木城はもっと多くてそれも資料館と合わせると7万人の人たちが来ていますので、そのお客さんたちを誘客したいなあというふうに考えております。ですので、うちにとっては有利なのかなというふうには思っております。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） お尋ねします。

東美濃支配の拠点となった美濃金山城とありますけど、これは今まで可児市の観光交流に関しては出てきていない言葉なんですけど、東美濃ナンバーではないんですけれども、歴史上のひがしみのという言葉がぼつっと出てきているところをとって、岐阜県がこういう位置づけとか、作成したんでしょうか。

そして今後、このような流れでもって美濃金山城を売りに出していくという考えですか。

○観光交流課長（坪内 豊君） 3つのお城にストーリー性というのが実はありまして、今ここにちょうどお話がありましたとおり、森長可の時代なんですけれども、それこそ上の岩村城、それから苗木城を、そこをずうっと自分の陣地というか領地として治めていた時代があるというようなところを捉えまして、その3城は関係性は深いんですよというようなストーリーで持っているというものでございます。

○委員長（高木将延君） そのほか。

○委員（大平伸二君） この3市で、どこが主体というわけじゃなくて、事務局はどこに置かれますか。

○観光交流課長（坪内 豊君） これは3市と県で話し合っていくということになりますけれども、できれば可児市でやっていきたいなあというふうには思っておりますが、とりたいて思っています、それは私の思いですので、3市との話し合いということになります。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 宣伝資材とか、物の問い合わせなんだけど、この前BSだったかね、CS関係でヒストリーチャンネルとかというので、時々山城とか何かをいろいろやってね、タレントと何かかわいい女性の方がくっついてこの苗木城のところをめぐって紹介していたんだけど、ああいうやつというのは上手に、著作権がいろいろあると思うけど、そこは上手に超えて、手元に紹介する資料、美濃金山城についてはちょっとどれだけあるのかは、あなたがよく知っていると思うんだけど、貸し出しできる資料というのはあるんですか。あるいは、ビデオで普及しようとか、まだそこまではないの。

○観光交流課長（坪内 豊君） 実際のところまだそこまで行っていないんですけれども、例

えば今度新しくできます可児市観光交流館、こちらにおいでいただくと、日本全国の山城の情報というのがわかるような、そういうようなスペースを設けてありまして、全国のパンフレットを今取り寄せ中なんです。かなりそろっていますので、そこでいろいろ研究してもらって、さらに興味を深めていただくというような仕掛けも考えています。

○委員（伊藤健二君） あれはなかなかよかったよ。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） スタンプラリーのところで、可成寺が出てきますね、可成寺と道の駅。この可成寺、非常にいい選定だと思うんですが、現実を見ますとかなり荒廃しているんですよ。やっぱり檀家のこともあると思うんですが、それとすね当て、県の重要文化財がもともとはこのものなんですよ。だから非常に由緒正しいし、ぜひともスポットを当ててほしいんですが、現状の荒廃したところを広く見ていただくというのは、かなり可児市のイメージダウンにつながるんじゃないかという懸念をするんですが、その辺いかがでしょうか。

○観光交流課長（坪内 豊君） 確かにいろんな意味で傷んできているところというのは多いと思いますので、これからは今までもそうなんですけど、地域の皆さんと色々な意味でどうすればお迎えができるか、そういったことももっとしっかり話し合いながら、そういったところをどういうふうに見せていくかということも地域主体で、また一緒に協働しながら考えていきたいなというふうに思っています。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたしたいと思います。

観光経済部の方、ありがとうございました。

続きまして、可児駅前広場整備事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） よろしくお願ひいたします。

資料番号は2番をお願いいたします。

可児駅前広場整備事業につきまして、御説明させていただきます。

可児駅東土地区画整理事業は、平成14年に着手いたしまして事業を進めてまいりました。可児駅東西自由通路が3月23日に供用開始する予定でございまして、残る工事は、今回御説明させていただきます駅前広場のみということになりまして、この広場工事につきましては、平成30年度より2カ年をかけて整備してまいりたいという予定をいたしております。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料のほうのA4のほうでございまして、パースがついております。あと概要が上に載っております。もう一つ別添でついておりますA3の資料のほうは、計画平面図ということで色つきになってございまして、それを見ながら少し御説明させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まずは整備期間でございまして、整備期間につきましては、平成30年4月から平成32年3

月を予定いたしております。一番最初に、今これはJR東海にやっていただいております自由通路と一緒に、地下道撤去というものも一緒にその中に入っております。平面図でいきますとオレンジ色に塗ってある細長いところがございますが、ここが地下道になっております。これの閉鎖を引き続き7月ごろまでかかって実施いたしまして、その後、それが終わりましたら本格的に広場工事に入っていくということで、平成30年8月ぐらいから平成31年3月ぐらいまでの間、北側ロータリー、黄色く塗ってあるところが北側ロータリーでございますが、こちらのほうを整備してやっていきたい。あともう一つ、駅の西側です。緑色に塗ってあるところがございますが、ここにつきましても整備してまいりたいというふうに思っております。次年度に入りまして、平成31年4月から平成32年3月、約1年かけまして水色に塗ってございます南のロータリーを整備してまいりたいというふうで、この広場につきましては、供用開始しながら、うまく切り回ししながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

事業費につきましては、駅前東広場につきましては約4億6,000万円ほど、駅西広場につきましては2,500万円を予算計上させていただいております。

整備の概要につきましては、駅東広場につきましては面積が6,300平米ございまして、今お話しした2つのロータリーから成っております、北のロータリーは県道可児停車場線から出入りする。あと南のロータリーにつきましては、可児駅前線から出入りというような2つの方向の道路から出入りするということになっております。また、特徴的なところのお話をいたしますと、計画平面図の中で、はしごみたいな形で細長いものがぐるぐると巻いてあるような感じの絵がありますが、これがシェルターということで、雨よけとか、日よけになるものがございますが、そういうものを設置いたすということで、ほかの駅でもあるようなものを想像していただければ結構かなと思います。特にJRと名鉄の駅舎の間につきましては、ちょっと特殊な広いシェルターをつけて雨よけ等に活用できるような形にするということで、利用者の利便性を高めていくという予定をいたしております。

あと、北側ロータリーにつきましては、身障者用とかタクシー用、あと一般車用の乗降場を明確につくるとともに、タクシーの待機場を設置いたします。また、南のロータリーのほうにつきましては、バス用、一般車用の乗降場を明確に設置いたしますとともに、さつきバスの待機場もつくるという予定をいたしております。なお、トイレにつきましても既存ありますけれども、それは取り壊しまして、新たに多目的に利用できるトイレを設置するという予定をいたしております。なお、西広場につきましては、これは620平米ぐらいございますが、身障者用と一般車の乗降を明確に設置するという。タクシーにつきましては、これは自由に使っていただくというような形で使うことができるという整備の仕方をしてまいりたいというふうに思っております。なお、工期が非常に長くなりますもんですから、駅の利用者に迷惑がかからないような形でやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） ちょっと小さなことですが、この整備期間の②の一番最後、駅前西広場という呼称が出てきますね。図面では、西口駅前広場という表示なんですけど、これはどちらが正式名称なんですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 済みません。駅西広場と通常いってございまして、ここにちょっと書いてあるのが西口と書いてございますけれども、駅西広場というふうに通常呼んでおるところでございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） 2年間の間のさつきバスの乗りおり場と路線バス、そしてトイレの位置とか現行と変わらずということよろしいのでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） トイレにつきましては、今の予定では次年度ということでございますので、平成31年度に整備して、そのままなるべく仮設をつくらないように、既存のやつを残して、新しいのをつくって既存のやつを壊すという、そういうようなやり方でできないかなということ調整していきたいなというふうに思っております。

あと、さつきバス等路線バス、タクシーもそうですけれども、ロータリーが北と南のロータリーを片方ずつ整備しながらやりますので、今の状態のままではちょっと行きませんので、ある一定の時期になると入れ違いになるよというような形の整備になりますので、まずは北側から整備なので南側をまず使っておいていただいて、北側が完成したら南側のほうを今度工事に入っていくというような形になりますので、移動がちょっと必要になるかなあというふうに思いますが、そこら辺の移動のときの周知についてはしっかりやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 言葉遣いのことでちょっと教えてください。

今の酒井委員の話ですけど、東西広場という言葉と駅前東広場、北側とか、駅西広場。今、駅西広場は確定したのはわかったけど。

〔発言する者あり〕

駅前でいいの。

要は、緑色が西広場で、東広場が黄色で、そして全体が……。その辺をちょっと簡単に結構です。

○都市整備課長（佐合清吾君） 済みません、説明が下手で申しわけないです。

緑色のほうが西になりますので、これは駅前西広場と言っています。

この青と黄色は、工事の施工上色をつけてあるだけで、基本的に東のところは駅前東広場と呼ぶ予定をいたしておるところでございます。わかりにくくて申しわけないですが、よろしく願いいたします。

○委員（酒井正司君） この工事そのものの直接的なあれじゃないんですが、総合会館分室の撤去工事がありませんか。それとの関連は何かありますか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 分室は平成31年か、平成32年に取り壊しというような予定だというふうには聞き及んでおりますので、今の子育て支援施設の開館には間に合いませんけれども、1年ちょっとずれますけれども、そういう形でなるべく早く整備したいということでございますが、何せ東西自由通路が3月末までかかって、地下道の撤去が7月ごろまでかかりますので、その間やっぱり仮設のヤードがまだございますので、工事にはちょっと着手できないところがございますので、着手するのが少しずれるわけでございます。その関係上、これだけの工事ですので聞き回しをしながらということですので、時間もかかるというような形で、今のお話の分室は多分時期的にはずれておるといふふうに、私どものほうが先に完成するというスケジュールになると思います。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

よろしかったですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、公共交通運営事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） では、本日、公共交通運営事業ということで、来年度の新規事業となっております可児市地域公共交通網形成計画の策定についてと、それから、資料の中で、これも来年度の新規事業となっております日曜・祝日のおでかけしよK a r、Kバス・Kタクの本格運行についてということで、同時に説明をさせていただきたいというふうに思います。

お手元の資料につきましては、実はきょうの新聞でもちょっと報道がございましたが、昨日可児市の公共交通の法定協議機関でございます可児市地域公共交通協議会というものを開かせていただいて、その場で皆さんにお示しした資料をそのまま御利用させていただいております。特に、公共交通網形成計画につきましては、本年度基礎調査ということで行ってございますので、まだ最終のところではございませんが、中間報告ということで、こんな形で、今、基礎調査のほうを行っているということをお話ししながら、公共交通網形成計画の流れについてを御説明したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目に、1ページ目のところには、まずは公共交通網形成計画とは何ぞやというお話をさせていただきます。これはちょっと難しくなりますけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第5条に位置づけをされた法定計画でございます。平成26年11月に法改正になってございますが、その前に、実は国においては、この活性化法の一部改正に先立ちまして、平成25年12月に交通政策基本法という、いわゆる理念法というか、基本法というのを公布、施行いたしております。交通政策に関する基本理念でありますとか、その実現に向けた施策とか、それは国や自治体の役割などを決めた法律なんですけれども、この法律の基本理念にのっとりまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正がなされたということです。

これまで、どちらかというところと公共交通というのは、いわゆる民間の交通の事業者に頑張っ  
てちょうだいねというようなところで、そういうような枠組みになっておりましたが、活性  
化法の一部改正におきまして、地域の公共交通が地域の総合行政を担う自治体を中心となっ  
て、交通分野にとどまらず、さまざまな分野と連携をしながら面的なネットワークを構築し  
ていくと、そうした計画としてつくっていきましようということになったということであり  
ます。ですので、この地域公共交通網形成計画というのは、地域にとって望ましい公共交通  
の姿を明らかにする、いわゆるマスタープランという位置づけになるというふうなところで  
あります。可児市におきましては、現在、コミュニティバスのあり方を決めました可児市生  
活交通ネットワーク計画というのがございまして、その計画期間が平成30年ということで、  
それにかわる新しい計画として策定をしていくということになってございます。

ページをめくっていただきまして、今年度、基礎調査を行いましたということで、何を行  
ったかということが上の段にございます。可児市の概況をきちんと整理をするということと、  
それから市民アンケートや利用者アンケート、それから乗降の調査、交通事業者へのヒアリ  
ング、各種団体へのヒアリングということで、さまざまなことを今行っておるところでござ  
います。特に、市民アンケートにつきましては3,000人を対象にということで、回収率が  
37.1%ということで、大変分厚いアンケート、もしかしたら皆さん当たった方がいらっし  
やるかもしれませんが、大変回収率が多かったので、やはり皆さん関心が高かったのかなあ  
ということは我々としては思っております。それから、実際にさつきバスやデマンドバス等  
の利用者の方々への乗降のアンケートであるとか、あるいは乗降調査、それから交通事業者  
へのヒアリングとか、それから各種団体というのは、地域での福祉有償運送とかをやってい  
らっしゃる皆さんとか、あるいは福祉、障がい者の団体とか、そういうところにもヒアリ  
ングを行ってまいりまして、さまざまな声を集めてきたというような状況になってございま  
す。今回は、その実数の中間報告となるということでもあります。

下段の4のところには、本市の公共交通の概要ということで行わせていただいております。  
実は改めてみますと、本市には鉄道でいうとJR東海も名鉄も走っていると、それから路線  
バスもタクシーもコミュニティバスもあるということで、割と多くの交通があるよというこ  
とが認識をいただけるかと思っておりますけれども、その上におきましてアンケートの結果につ  
いて簡単に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

5番、反対のページ、鉄道からということになりますが、特にこれは市民アンケートの結  
果ということで御理解をいただければというふうに思います。お聞きの仕方としては、御利  
用したことがありますか、御利用しない方はどうしたら御利用になれるでしょうねというお  
話。それから、それぞれの交通機関に対する期待する役割というようなことで整理をさせて  
いただいております。

まずは鉄道につきましては、JR太多線が32.3%、それから名鉄の広見線が51.6%、広見  
線についてはもう半分以上の方が一回は乗ったことがあるよということで、特に利用されな  
い方にとっては、駅周辺の駐車場の利用であるとか、自宅から駅までの交通手段とか、それ

から接続の乗り継ぎというようなことが御意見としてございました。鉄道については、名古屋市などとの広域での移動のツールとして大変期待が示されているというところでございます。

次に、東鉄の路線バスについてです。高速バスについては21.4%、路線バスについては13.7%ということで、これは通勤や通学で御利用される方が多いと、特に帷子地区での路線バス、それから緑ヶ丘線等々ということで、特に駅とのつながるというところが多うございますので、通勤・通学での利用が大変多かったということでございます。鉄道と同様に利用しない条件については、運行本数をもっとふやしてほしいよとか、それからバス停までの近接性などが上げられておられるところでございます。バスにつきましては、自家用車が利用できなくなったらぜひ利用したいという期待が示されておるところでございます。

ページめくっていただきまして、7、8のところでございます。

次の一般タクシーにつきましては、市民アンケートの方の31%が御利用されていらっしゃいました。利用されない方からは、運賃の件であるとか、タクシーの待ち場の件についての利用条件が示されました。タクシーについても、自家用車が利用できなくなったら利用したいという期待感が示されておるところでございます。

次に、市のといいますか、コミュニティバスになりますY A Oバスです。Y A Oバスにつきましては、名鉄八百津線の廃止代替のバスということで、名鉄の明智駅から八百津町のファミリーセンターまで運行しているいわゆるコミュニティバスになりますが、これは恐らく八百津高校に通う生徒がほぼ多いということで、通学での利用が大変多かったという印象でございます。もちろん運行本数であるとか、バス停までの安全性の確保とか、それからバスの情報のとりやすさというようなことで、いろんな条件のほうが皆さんから示されております。Y A Oバスについても、自家用車が利用できなくなったら利用したいという期待が示されておるところでございます。

反対のページの9、10でございます。

市のコミュニティバスであるさつきバスでございます。これについては、ほとんどの利用者の方、特に60歳以上の高齢者の方が多かったということと、それから通院や検診、買い物での利用、まさにふだん使いで利用されていらっしゃる方が大変多かったという結果になってございます。一方で、やはり運行本数が少ないよとか、それからバス停までうまいこと行ければとか、あるいは鉄道との乗り継ぎがというようなお声が大変多うございました。そして、さつきバスについても自家用車が利用できなくなったときに利用したいというような期待が示されております。

それから、電話で予約バスについても、さつきバスと同様な通院、買い物という利用が大変多うございました。電話で予約バスについては、やっぱり乗り方がなかなかわかりませんよというのが特に多うございました。それから、期待する役割としても自家用車がなくなったときには利用したいよと、そんなような御意見が多かったようになっております。

ページめくっていきまして、おでかけしよK a r、Kバス・Kタクでございます。

ちょうど昨年6カ月間の実証運行を行った中でのアンケートということでございましたけれども、まだまだ十分な情報が知れ渡っていないということで、利用方法がわからないというようなことがございました。しかし、利用された方については、大変よかったというようなお声もいただいております。ちなみに、このおでかけしよKar、Kバス・Kタクの本格運行につきましては、昨日の地域公共交通協議会において御協議をいただいて協議が調ったということで、これから議会のほうに素案の御審議をいただきますし、また同時に運輸局のほうへの申請をしまして、平成30年4月からの本格運行をしていきたいというふうに考えております。制度そのものについては、ほぼこの場でもお話ししたとおりの現行の制度はそのままということでスタートしていきたいというふうに考えております。

それから、12というところがありますが、アンケートの調査結果全般ということで、公共交通全体の満足度としては15%の方が「満足」「やや満足」と。逆に20.2%の方が「やや不満足」「不満足」というふうに回答をされております。また、「どちらとも言えない」と回答された方が53.1%いらっしゃいました。

それから、コミュニティバスの費用負担については、33.7%の方が市の負担額は現状程度でよいと回答されており、21.6%の方が利便性の向上は必要だけれども、利用者負担により対応するべきだというような回答をいたしております。

ただいま申し上げたそれぞれの数字というのは、いわゆるグロス、実数になっておりますので、これからいわゆるクロス集計をしていきたいというふうに思っております。例えば自家用車が利用できなくなったときに利用できる、若干虫のいいことを言われる方は多いんですけども、例えば公共交通を利用される方と利用されない方をクロスすると結果としてはかなり違ってくると思いますし、また年齢によってもかなり違うでしょう。それから、地域性もかなりこれによって違ってくるかなあと思っておりますので、そうしたクロス集計をする中で、いろんな問題点とか課題というものをしっかりと浮かび上がらせながら、次年度の計画のほうに反映をしていきたいなあとというふうに考えているところでございます。

済みません、ちょっと時間が長くなって申しわけございません。

その後、交通事業者のヒアリングということでいいますと、東濃鉄道と可児タクシー、それぞれ我々のコミュニティバスをやってらっしゃる業者へのヒアリングもさせていただいたところでございます。

それから、各種団体へのヒアリングということで、有償の福祉運送事業者とか、特に団地なんかで多い移動支援の事業者の皆さんからは、基本的には登録制であるというのが全て共通したところでありましたし、通院や買い物での利用が多いということはありませんが、ちょっとここには載ってございませんが、やはり担い手がだんだん少なくなって、なかなか維持がえらくなってきているというお話が大変ございました。高齢者団体や子育てサロンの皆さんからは、現状では誰かの車に乗かって何とかやっているけれども、なかなかそれも難しいということで、いわゆる潜在的な公共交通への利用の意欲というのが大変高いのではないかなと、これは直接ヒアリングした結果ですけど、そういうことが見えたというふうに思

っております。

それから、ページめくっていただきまして、障がい者団体や障がい者施設のほうにもヒアリングのほうをさせていただきました。さまざまな御意見をいただきましたけれども、やはり乗りやすさとか情報の得やすさとか、それから移動のしやすさみたいなことが望まれるというところで、なかなか難しいところではございますけれども、そうしたことがお声としてあるということでした。

16のところ、全体としての取りまとめということで整理をさせていただいております。これはまだ中間ということで取りまとめということになりますけれども、まずは改めてでありますけれども、可児市には実はいろんな多様な公共交通があるなあというのを改めて調査の中でも、我々にもわかったというようなことが、皆さんがいろんなところで頑張っているというのがわかったというふうに思いますが、一方では、一部では重複しているようなところもあるので、そうした調整が必要なかなあと思っております。特に、鉄道については、JR東海と名鉄両方の路線が乗り入れているというのは県内でも岐阜市、各務原市とうちぐらいですかね。笠松町とかもあると思っておりますけれども、非常に少ない。そういう意味では、非常に鉄道の利用者が多くて、名古屋市、いわゆる市外とをつなぐ重要な路線、重要な足ということで、皆さんが使っているらっしゃると。まさに、可児市にとって鉄道は基軸になっているなあというのが改めてよくわかるところでございます。

バスについては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今は自家用車に乗っているので問題ないけれども、車に乗られなくなったら必要だよねというようなお声が大変多かったので、このあたりをどう、これから我々がやっているコミュニティバスとの関係の中でどう整理していくのかと、大変大きな課題ではないかなというふうに思っております。

それから、コミュニティバス等々については、停留所の関係であるとか、いわゆる環境の整備なんかも大変大きな課題としていただいたということでございます。

今後についてでございますけれども、まずもって先ほど申し上げたようなクロス集計をして、今年度のうちにしっかりと問題点とか課題について、しっかりとおまとめをさせていただきたいというふうに思っております。今後については、これらの結果をもとに課題を整理して、来年度、まさに計画の策定ということで計画づくりに進んでまいりたいというふうに考えております。

新規事業を含めてということで説明のほうさせていただきました。以上でございます。

○委員長（高木将延君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

けさの新聞で、おでかけしよK a rが載っていました。あのルートを見ると、このアンケートは市民アンケートであり、またいわゆる市民サービス、市の地域の方を対象としたわけですが、あれのルート設定とか、休日の運行なんかを考えると、これはむしろ観光で見える方も当然念頭に置いたルート設定で運行予定だと思うんですね。

ですから、ここにはそういう需要というのは反映されていないと思うので、そういう需要を今後どういうふうに把握されるか、その方向性を一回お聞かせください。

○都市計画課長（田上元一君） きょうの資料にはございませんが、実際のグラフとかを見ますと、Kタク・Kバスについては、市外からのお客様も結構多いという結果になってございます。ということは、我々が月曜日、土曜日はふだん使いでコミュニティバスを使ってくださいと、日曜・祝日については、ちょっとおめかししてお出かけしてみるとか、あるいは観光地にちょっと出かけてみましょうという、ある意味でのそうした目的にかなった制度設計になっているということはある程度実証されたかと思えます。

今、委員おっしゃったように、市内の方のお出かけだけではなしに、例えば市外の方や外国の方というのをどう取り込んでいくかという、これはすごい大きな課題だというふうに思っております。一つは周知の問題があると思えますけれども、もう一ひねり、それは大もとの制度だけやなくて、もう少し観光施設のタイアップとかそうしたことを含めながら、もっとやることはあるなあというふうに思っております。

先ほどここにおりました観光部局ともタイアップしながら新たな戦略ということで、制度そのものは平成30年4月からしっかりとスタートをさせていただく予定ですがけれども、その辺のソフト的なものはこれからもどんどんちょっと打ち出しをしていかななくてはいけないなあというふうに思っておりますので、またお知恵をいただきながらいろんな策を講じていきたいなあというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか発言ございませんでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） 酒井委員がお尋ねになったように、観光客の方が市外からお見えになった方の利用というのを、おでかけしよK a rのドライバーから聞いたことがあります。それは、ネットなどで調べてきたという方が多くて、そういったところの整備もあわせてお願いしたいと思えます。

○都市計画課長（田上元一君） 実は、きのうの協議会でもそのような御意見が出ておまして、例えば今は本当にほとんどの方、ネットで可児市の例えば花フェスタ記念公園にどこどこから行くとぼんぼんと、いわゆる民間のアプリで検索できるものがあるんですけども、我々で独自でアプリをつくるとなるとなかなか大変な巨額になるんですが、既存のアプリに、例えば可児市の時刻表を載せ込んでというところも何かできるような話を学識経験者の方からもお聞きをいたしましたので、そういうのも可児駅までは恐らく来られますよと。そこから、例えば花フェスタ記念公園へもKバスやKタクで行けますよというようなところまで検索できるようになれば大変すばらしいと思っておりますし、そこはまさに酒井委員の続きになりますけれども、本当に我々の知恵の見せどころだと思っておりますので、4月以降一生懸命頑張っていきたいなあというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（大平伸二君） アンケート結果の中で見ていると、私個人的にはよく利用料金のことを言われるんですが、割りかし触れられていないんですけど、その辺意見があれば。

○都市計画課長（田上元一君） これはコミュニティバスがもともとは不採算路線というのをカバーするという原点のもとで、なかなか費用対効果で収益云々というのはなかなか難しいところだというふうに思っております。それで、交通弱者の皆さんが気軽に乗れるような足を確保するという意味では、ある程度の適正な価格というのが出てくるかなあというふうに思っております。

可児市の場合には、さつきバス300円、200円、それからデマンドバスも300円、200円、それからおでかけしよK a rについては500円と、それから今回新しい制度として、おでかけしよK a rについては、一日共通券の500円だけじゃなしに、一回こっきりというのもつくりたいということで300円、200円というのも制度としてつくりたい。

そういう意味では、それが適正かどうかという意味でいいますと、例えばほかの市町村では100円というところもあります。これは学識経験者の方がよく言われるんですが、100円にしてしまうとそれ以上行けないよと、ある程度の受益者負担というのはある程度はお願いをする必要があるんだろう。ただ、そこは幾らかどうかというのはやはりサービスとのあれがあるので、十分に皆さんの声をお聞きしながら設定するのがいいよというのが、委員会や学識経験者のお声としてもありました。そういう意味では、我々が今設定している額、実はお隣の美濃加茂市が昨年7月から始めたふれあいバスが100円です。そうしたことから言うと高いじゃないかというお話がございしますが、逆に言えば使いやすさとか、先ほど申し上げたいろんな課題があった駅での乗りおりやすさとか、鉄道との連携している、そういうことをすることによって、利便性を高めることによって100円、200円、300円の価値を高めていくというのも一つの方法だと思っておりますので、それはまさに今度新しい計画の中で整理していく問題かなあというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） もう一つ、変化球の質問をしますね。

運転免許証の自主返納、これ前から私、質問するんですが、この所管だけじゃなくて、高齢者福祉であったり、交通安全からの視点と連携しなきゃいかんことですが、その辺との連携についての将来の展望みたいなことをちょっと聞かせてください。

○都市計画課長（田上元一君） きょうの資料にもございますが、特に障がい者、それから高齢者、いろんな団体からたくさんのヒアリングをさせていただきました。

きのうは、委員会の中で大学の先生のほうからもお声がございましたが、通常は地域公共交通計画、いわゆる国土交通省所管の公共交通という分野であるとするれば、余り福祉とか関係ないよねという計画が実は多いと。そういう中で、いろんなところにヒアリングをされたというのは大変よかったというお声をいただきました。

そういう意味では、今我々が持っている運転免許証自主返納の制度というのは、さつきバス、デマンドバス、それから東鉄バス、路線バスの回数券を一回こっきりお渡しして機会を与えるという、きっかけづくりというふうになっておりますけれども、酒井委員がいつもおっしゃいます交通安全の観点とか、それから高齢者福祉の観点でということであるとすれば、

それが例えば都市計画課、いわゆる交通部局で担うかどうかは別にいたしましても、今度の計画の中で誰がどの分野を担うんだという役割分担というのをしっかりとしていかななくてはいけないなというふうに思っております。

それからもう一つは、これもきのうの委員会の中でお話をさせていただいたんですけど、持続可能といいまして、制度をつくったはいいが全然続かないわというわけではいけませんので、やはりきちんと続けるような制度をしていくということも大事だなあとということで、これは次年度の計画の中で他部局との連携、それからいろんな皆様のお声を聞いた中の連携ということで、まさに誰がどこを担ってということになるかなあと思っております。全部をさつきバスやデマンドバスで担って、それで路線バスが撤退してしまったということではそれはだめですので、やっぱりそこはまさにいろんな役割を整理しながら計画の中に反映をしていきたいということは、運転免許の自主返納についても同じことが言えるんじゃないかなというふうに理解をいたしております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件についてはこれで終了したいと思います。

続きまして、太陽光発電施設についてを議題としたいと思います。

前回の太陽光発電施設についてということで、委員会のほうでも所管事務調査に加えていくということでございました。その中で大きく2点、一つは景観についてどのような扱いになっているのか。もう一点は、大森地区内の湿地帯・湿地群についてどのような観点になっているのかということで、この2点についてきょうは説明を受けたいと思います。

まず、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） 私のほうからはちょっと資料はございませんが、景観形成の観点から太陽光発電についてということで、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、可児市の景観に関する施策がどうなっているかということでございますけれども、景観法という新しい法律ができたのは平成16年でありまして、比較的新しい法律になります。それまで景観というと、どちらかというと主観、個人の主観的な部分というのが多うございますけれども、そうした質、いわゆるクオリティーというのをまちづくりに導入した初めての法律で、クオリティーを法律として位置づけたというのが景観法ということになります。

法律の施行を受けまして、可児市においても良好な景観形成によるまちづくりを進めていくということで、平成17年に法律に基づく景観行政団体になりまして、平成20年に景観計画を策定し、平成21年4月には景観条例を施行いたしまして、市内全域を景観計画区域として景観まちづくりということで、いろんな施策を進めております。景観計画の内容をそのままにするとちょっと広範になってしまいますので、特に規制のところについてお話をさせていただきます。

景観計画、景観条例では、景観形成に影響を及ぼすと考えられます一定規模以上の行為について届け出義務を課して、景観形成基準に適合するようにということで、届け出勧告制度

というのを設けております。可児市の景観計画では、1つは建築物の建築、いわゆる建築行為。それから工作物の新設、それから開発行為を伴わない土地の形質の変更、それから土砂の採取、その4つについて届け出の対象としております。

太陽光発電については、一般的には工作物というふうに考えられておりますが、可児市の景観計画条例におきましては、届け出対象としている工作物というのは建築基準法に定める工作物のみになっておりますので、太陽光発電施設は基準法上の工作物ではないということで、現在においては届け出の対象というふうにはなっておりません。一方で、事業区域面積が3,000平米以上の土地の形質の変更、いわゆる開発を伴わない形質の変更については、これは届け出の対象になっておりまして、実際、太陽光施設についてもこれまでに5件ほどの届け出がございまして、適合通知を出しておりますが、これは景観形成基準といたしましては、既存樹木の保存とか活用、それから代替緑化に努めましょうということで、そういう基準になっているということでもあります。建築物の建築や工作物の新設、それから土地の形質の変更等々、それぞれ今の市民参画と協働のまちづくりに合わせた基準としているこのをまず踏まえていただきたいというふうに思います。

それで、他市、全国の事例ということで、全国の自治体においても条例とかガイドライン、それから景観計画などで太陽光発電施設の規制をしているところはたくさんございます。しかし、そもそもこれは前回もあったと思いますけど、条例やガイドライン、計画で太陽光発電施設の立地そのものを規制するということはできないと。立地規制はできませんよということですので、例えば景観計画でそういう規制をしているところでありますと、例えば配置とか形態や意匠、配置でいうと、例えば公共的な場所から見えないような配慮をしてくださねとか、それから形態意匠ですと、例えばパネルの材質を低反射性のものを使用してくださいねとか、あるいは色彩ですと低彩度、明度・彩度が低いものをしてくださいよと、そんなような景観形成基準を定めた規制、規制というよりは誘導というような形でやっている事例がほとんどというふうに見受けられます。中には、より細かい規制を設けている自治体も見られるところですが、そういったところはもともと景観計画の中に細かい細地区を設けまして、他法令や規制を補完するような形で規制をしている、誘導しているケースが多々ございます。可児市の場合には、市域全域を景観計画区域として、基準についても一応一定、一律になってございますので、若干アプローチの仕方が違うのかなあというふうに思っているところでございます。

岐阜県の動きについてちょっとお話をさせていただきますが、岐阜県においては、平成17年4月に岐阜県の景観基本条例というのを施行いたしまして、本市と同様に良好な景観形成のまちづくりを推進しておりますが、これは県のほうにヒアリングをいたしましたんですが、基本的には市町村を支援していくというようなスタンスでございまして、県そのものが独自に主体となって太陽光発電施設を規制する考えは今のところはないということですので、例えば他の県のように、県独自のガイドラインを設けるというつもりは県としてはないということでございます。

それから、国の動きについてでありますけれども、平成29年9月に全国の市町村を対象として国土交通省のほうからアンケート調査のほうが参りました。いわゆる有効な景観誘導策を検討していきたいというような意向があり、全国の市町村の動向を把握するということがアンケート調査がございました。その後のフォローについて国のほうにも確認したんですけれども、今のところは目立った動きはないというような感じだというふうな理解でございました。ということで、現状のうちの太陽光発電施設についての捉え方と、全国、それから岐阜県等々の動きについて簡単に御説明をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

続きまして、環境課のほうからも説明をいただきたいと思います。

○市民部長（吉田隆司君） 本日の説明につきましては、前回の委員会におきまして質問を受けました点、それで少し回答が不明確な点がありまして、その点を補足するという意味で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長からは、環境省からの指定の話ということでございますが、もう一点、平成28年12月に株式会社エコテックに対して環境課がどのような説明をしたかとその点についてもちょっと説明が不足しておりましたので、その2点について説明をさせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（高木将延君） よろしくお願ひします。

○市民部長（吉田隆司君） それでは、環境課のほうから説明を申し上げます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしくお願ひします。

まず初めに、時系列ではないですけれども、平成28年12月にエコテック株式会社がお見えになったときの説明、何を説明したかということについてお話をさせていただきます。

基本は事業をやりたいということでお見えになったので、その付近には水路沿いや湧水湿地にシデコブシとかミミカキグサなどの植物があるよということ、そしてギフチョウとかヒメヒカゲという生物も生息しているよということをお話をしました。その湿地は守ってほしいんですと。守ってもらうには湿地だけではなくて、その湿地を形成するには水が重要なので、水源についてもその重要性和、開発する場合には保全に努めてくださいねというお話をしました。あわせて隣接地でやっている宅地開発事業、今は土砂取りをしていると思ひますけど、そこの事業については、周辺の森林を残して水源を確保して、さらに水源を市に帰属する予定ですよということを説明させてもらっています。以上が、平成28年12月に予定事業者の訪問に対する説明をさせてもらった内容です。

また、もう一点の重要湿地に選定されたことによる何らかの影響はありますかということだと思いますけど、御承知のように、大森湿地群は生物多様性の観点から重要度の高い湿地として現在は選定をされています。もともとの選定の段階といいますのは御存じだと思ひますけれども、平成13年度に日本の重要湿地500というものが公表されまして、そのうちの一部に県内でも選定されているところですけども、その当時には大森湿地群は選定の対象ではありませんでした。失礼しました、環境省が指定したものです。それ以降、生物多様性

国家戦略というものを2012年から2020年という期間において定められて、その基本戦略の中の一つとして、先ほど申し上げました日本の重要湿地500というのを見直していくということで、基本戦略の一つの戦略として定められたことによりまして、環境省のほうでいろんな識者とか、あるいは現場調査とかを独自でされて、その中に東濃地域湧水湿地群という形でまとめになったものの一部に大森湿地が入ったということでございます。

環境省のホームページをのぞいていただくと、もう既に公表されている中にQアンドAというのが示されていて、そこの中でどういう影響があるかということを示されていますので、そこをかいつまんで御説明すると、重要湿地に選定されたことによって特段の法的な制約はありませんということ。そして、環境省が望むスタイルとしては、湿地の保全と再生の取り組みを推進することに役立ててくださいねということでございますので、直接何かの影響があるということはありません。

また、選定において、県なり市にそういつて選定したよという通知があったかという話につきましても、全くありませんでした。何で知ったかということについては、情報をいろいろ、我々も自然環境の関係の情報をキャッチしていますので、その中で重要湿地になっているよということは承知していましたが、特段の知らせがないので余り重要視してそのことを持ち上げたことはございませんし、また可児市においては、前回の説明でもさせてもらいましたように、湿地を形成する場合は、まずはその現場を残してください、そこで残せない場合については代替施設をつくってもらったり、代替施設を見つけてもらってそこに移動してくださいと。やむを得ん場合については、もうその湿地を全部潰してしまっちゃう場合については、全部をどこかでもう一遍保全してくださいというようなことも指導しながら、できるだけ現場でそのまま残してもらいたいということをお願いしていますので、日本の重要湿地にあるなしやかかわらず、そういう姿勢を今まで持っていましたんで、殊さらそこに取り上げて御説明した経緯がございません。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

まず、景観のほうについての質疑を行いたいと思います。景観に関して質疑ある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 質疑じゃなくて要望ですけど、直接関係ないということも大事な情報なんですよね。そういう判断をされて、資料がないと思うんですが、できれば箇条書きの簡単なメモでいいので、やはり委員会というのは1年任期なので、次につながっていくので大きな動きというものは把握して残しておく必要があるんで、ぜひともメモ程度の委員会資料は欲しいなあとと思いますので、お願いいたします。

○委員長（高木将延君） 委員長からもよろしくお願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） 景観のほうですと、まずエコテック株式会社の住民説明会における設置計画をお聞きしたところ、あそこはちょっと高低差があって、それで樹木を第1回目の

告知のときの細かな御説明では、そこに木を植えて周りが下から一切見えないようにする。そして、種をスプレーしてとにかく緑でいっぱいにして、道路側からは一切見えないようにするという御説明があって、その後、少しずつちょっと変わってきて、これはこんな細かいことをここでお尋ねするのはおかしいんですけど、高低差があるので下から見るとか、少しずつ変わってきています。

ただ、そういった細かい基準がないだけに、今後どのようにそういったことを景観についてはかかわっていかれるのかということなんですけれども、お答えいただけるでしょうか、指導というか。

○都市計画課長（田上元一君） 繰り返しになりますけれども、現在の可児市の景観計画では、太陽光発電施設については、届け出対象の中でいいますと、建築物、工作物ではなくて、土地の形質の変更というカテゴリーになります。それで、3,000平米以上ということで開発を伴わないものということになります。これは、市民参画と協働のまちづくり条例と実はリンクしたような形になってございます。

我々の景観計画の中の景観形成基準は、これも繰り返しになりますが、いわゆる緑化をしてくださいと。緑化については、既存樹木の保存及び活用、または代替緑化に努めてくださいという基準になってございます。それは今委員おっしゃったような目隠しをしてくださいというところまでの基準にはなってございません。恐らく山を開くようなところの場合であれば、そうした既存の緑をしっかりと残していくような計画にしてくださいねという話になっていくと思います。しかし、まさに一番最初に申し上げました質の基準というところであると、じゃあどこまで残すんや、ああだこうだという話になってきますけれども、それは他法令である林地開発許可であるとか、そうしたものにきちんと何%というのがございます。そうしたものと守備していくということになりますので、景観というのはもともと質の基準というところであると、なかなかそこまで明確な基準でできないというのが正直なところだと思います。

しかし、逆にきちんと届け出をしていただくというルールはできておりますので、その今の市民参画と協働のまちづくり条例の3,000平米以上に合わせた形で、きちんとルールとしては決めているということであるとすれば、現状としてはそのルールの中で運用していきたいというふうに思っておりますし、例えば地元説明というところでいいますと、それは市民参画と協働のまちづくり条例の中で守備をしているということでございますので、そこそごがあるような形で運用していくというのは今のところは考えていないというところでございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったですか。

○委員（渡辺仁美君） これは環境に関する御質問、景観のほうですね。じゃあ後にします。

○委員長（高木将延君） 景観に関してはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、環境面についても質疑ある方よろしくお願ひします。

○委員（渡辺仁美君） 第4回目の説明会での質疑というか、説明を受けてのお尋ねになるので恐縮ですけど、先ほど大森湿地群の話が出ました。その中のため池があるわけなんですけど、エコテック株式会社が登記移転はされてないにしても、所有されて今後設置されるという、その中にまさにため池があります。

そのため池については、市に寄贈すると言ったという御説明がありましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

○環境課長（杉山徳明君） ため池ということにつきましては、私のほうでは現状を確認できていないので、ため池ということではなくて、今言われてみえるのは、調整池のことですよ。

それは自然環境とは全くではないですけども、一旦開発をしますと、開発をすることによって裸になる部分がありますので、そこは雨が降ったときに流出係数が変わってくるんです。その変わったところを一旦水を蓄えて一定の量だけを下流側に流さないと、下流側で洪水という考え方も出ます、現象がそういうふうになりますので、そういったものを制御するための調整池というものは、私の管轄ではないですけども、市のほうに帰属するというものではありますね。

○建設部長（三好英隆君） ちょっと今の関係ですけども、今のため池、調整池の関係でございまして、今回の調整池は森林法に基づく林地開発で求められる調整池機能でございまして、ため池じゃないということ。それを将来的に可児市が寄贈を受けるかどうかというのは、まだ決まっております。

ですから、最終的に調整池をどうするか、誰が管理をするかというのは、まだ今後の協議ということで、よろしく願いいたします。

○委員（渡辺仁美君） 済みません。じゃあ、その説明会で可児市へその意向を申し出たというところについては、そこだけの部分については申し出を受けてはいらっしゃらないのですか。

○建設部長（三好英隆君） 申請がまだこれからでございまして、その申し出、その書類というものはまだ市のほうに届いておりませんので、どういう業者がどういうふうを考えておるかは、今後、協議というふうで認識をしております。

○委員長（高木将延君） そのほかございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 環境、水の問題ですが、今の調整池、ため池、寄贈、帰属、ちょっとそれは別にして、湧水湿地大森湿地群、いわゆる環境省の重要湿地500の中に入ったという説明がありましたね、さっきね。

その対策で、そのまま大森湿地を現状で維持してください、残してくださいという話は一般要請としてはこちら側から、市側からはやるんだけど、向こうの開発計画でそれがかかってきて、さっき気になったのは、湧水湿地をどこか別のところへ移すと、そんな説明をしましたね。そうすると、これ一つわからないのはそんなこと物理的に、適正にできるものなの。水の流れだとか植栽が生えていく環境がもちろんあって、そこはいじらずに、そのいじる範

囲を極力規制していく、押しとどめていくと。そこが調整の対象というか、交渉の対象になるのかどうなのかという、そういう話だとまだじゃあどうしようかという話にもなるんだけど、向こうの地権者のほうのもうそれを持って行って、そこを開発することにしたから、たまたま一番下の低いところに水の流れるところに湿地群があると、それは当然影響を受けるだろうと、上が裸になっちゃったりして。

ほかの事例でいくと、ほかの県のほかの事例で、この年末から1月にかけてうちの新聞に載っていたのがたまたまたくさんあってね、既に群馬県やったか埼玉県でやったか、物すごい規模で開発をやるという、やり始めたら土砂災害まで引き連れて発生してしまって、そういうことで事の事態が深刻になって、住民からもちょっとやめてくれ、そんな開発という話で、後追いで事態が大混乱を起こすというような事態になっていて、それに対して市議会、市の行政担当どうするかという話までなっているところもあるらしいんだけど、要するにたくさん削って手を入れれば入れるだけ影響度がふえるよね。それを市側としてはとめる方法というか、規制をかける方法というのは余りはっきりしていないということですか。

○環境課長（杉山徳明君） 御指摘のとおりという大変ですけど、先ほど少し余分にお話をしたのは、環境省の重要湿地に入ったから殊さらその指導するものではなくて、一般的には3段階の指導をしていますよというのを、前回もお話したものをもう一度再度お話をしたにすぎませんので、エコテック株式会社にその旨を説明したのは、先ほどお話ししたように、まず最初に物があるよということを説明させてもらったのと、それからできるだけそこに残してくださいねと。残す場合には、水も一緒に重要なので、そこも考えてくださいねということをお話をしていますので、外に持ち出してくださいとか、あるいは予備的にどこかに固めてくださいとか、そういうことは説明をしていないんです。

先ほどお話ししたのは一般的にはということ、そういう段階にありますということで、委員御質問のところでも事例をお話しすると、例えば今、帝京大学可児高校・中学校のグラウンドが臯ヶ丘のすぐのところにはけやきフィールドというのがあります。そのフィールドの中には湿地がありました。今見てもらうと湿地は全くありません。その中には、特にシデコブシなんかはたくさん生息していましたので、事業者のほうに移植をしてくださいということで移植をしてもらって、現状では県道の今現在土取りをしている現場の北側に移植をもらっています。たまたま開発の主にやられたところが造園業者だったので、その業者は専門なので任せてくださいということだったので、お任せをして移植ができましたということも含めて、昨年から再度現場に赴いてシデコブシの状況とか開花の時期の確認とかということをやっています。そういうこともあるよということ先ほど御説明したところ、以上です。

○委員（伊藤健二君） わかりました。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

今後も委員会として継続して研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、地区センター地域拠点化事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

お手元に地区センター地域拠点化事業という1枚の資料をお届けさせていただいておりますので、簡単に御説明をさせていただこうと思います。

実施の考え方としましては、この地区センターを地域の拠点とした地域住民による地域課題の解決を目指していく、そのためにモデル事業を実施するものでございます。モデル地区については、広見地区に決定をさせていただいております、平成30年度から実施をいたします。モデル事業の成果については、市民検討委員会において検証した上で、他地区の取り組みに参考になるように提供をしていく予定でございます。

実施期間としましては、3年間を予定しております。

実施の内容としましては、広見地区の皆さんで御協議いただくこととなりますけれども、基本的には、その下にあるような1から6までのことを取り組んでいこうというふうに思っております。準備会の設立、これは地域運営組織をつくる前の段階で、少人数で準備会をつくって、どういった取り組みをしていくのかというのを協議いただくこととなります。それからニーズ調査を行う予定です。これはいろんな形でやるのが想定されますが、これも地域の方々が相談して決めていくということとなります。それから、実際の活動としましては実施計画を策定するというふうにあります。ここに括弧ではじめの一步計画というふうに書いてありますが、本当にまずできることから始めるという考え方を持っておられるようです。そんなところで、まず何か取り組むというところで、子供の居場所ということで、駄菓子屋カフェ、こんな取り組みを始めていくということで、今、調整を始めているところでございます。それから、地域運営組織についてですけれども、これ組織の設立とありますが、組織についても取り組みに合わせて積極的に関わっていただける方を順次加えていくというような形で進めていくというふうに考えておみえです。それからあとは、その事業実施による組織の育成、それから機運、地域の方々の機運の高揚、こういったものを進めていくということでございます。

事業予算としましては、平成30年度の市の予算として60万6,000円をお願いしたいというふうに考えております。

下にスケジュールの例というふうに書いてございますが、スケジュールはこのような形を考えておりますけれども、先ほどもお話をさせていただいたように、できることから始めていくということで、毎年度取り組み、毎年度行った取り組みを評価してPDCAサイクルを回していくと、そういうような形で進めていくことになるというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） モデル事業そのものに異を唱えるつもりはありませんが、ただ、地区センターというのは一、二の三で全地区もうスタートしているわけですよ。それぞれの特色ある地域課題というのがあって、努力されるわけですが、それがモデル事業という一つの何らかのニーズや、その地域の特性しか把握できないと思うんですよ。だから、私は個人的にはこれはもっと先行してやって、各地区センターがスタートする段階に既にフィードバックできるという形が私は理想じゃなかったかなあと思うんです。

そういうことは置いておいて、じゃあ3年間の計画がありますが、こんな悠長なことをやっておいたらモデル事業の成果をほかにフィードバックすることは不可能に近いと、3年間も地区センターとして機能していったら、その地域は地域の活動がもう軌道に乗っちゃうと思うんです。そのことから、3年間の中間報告、今PDCAでやられるということですが、効果の検証を早めるとか、あるいは他の地区センターへ供給するという体制についてどういうふうに思われますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） このモデル事業については、そんな簡単になかなかできるものではないということで、3年間、ここにもありますけれども、モデル地区との協議により必要に応じて延長も可というふうな形で、なかなかすぐに大きな結果が出せるということではないのかもしれないですけども、今お話がありましたように、毎年度取り組んだ状況については、その結果をそれ以外の地域にも情報として提供していくということ。

それから、お話がありましたように、それぞれの地区センターが地区センターになったことによって、いろいろな取り組みをそれぞれが始めていくということもございますので、こういった情報もそれぞれが共有していくような形で、皆がどういう取り組みをしているのか、またそれをどういうふうに取り入れていったらいいのかというのは、それぞれ共有していくように進めていきたいと思っております。

○委員長（高木将延君） よろしかったでしょうか。

そのほか質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） このモデル地区の手挙げ方式ですけども、その地区センター長になる人、またそれを支えていこうとする地域の人たちやサークルやグループや、もうちょっと言うと地区単位の自治連合会とその周辺に位置する人たちですよ。今現在、公民館長プラスそういう地区の役員の皆さんたちが、途中から自分たちもちょっとやりたいなといって手を挙げてきたときは、モデル事業だからあそこは一つ市の声かけのモデルとしてやっていくと、必ずうまくいくかどうかそんなことはわからへんけれども、失敗は失敗の例でこうしてもらいながら、あそこのできるならうちでもやってみるかというような格好で乗っかってくる人が出てきたときは、このモデル事業というのを拡大するという方針に立っているのか、あるいはそういうことが出るのを期待して、今回はとりあえず一つ始めたんだけど、この指とまれでもうちょっと乗ってくる人が二、三出てきたら、それはもういつでも途中から補正

を組んででも広げていくよというようなそういう考え方に立っているのか、恐る恐るとりあえず一個だけやってみるかという話なのか、ちょっとね、まだ先がよく見えんの。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今の後からまたいろいろとそれに参加したいというような形で意向が出てくるという、その質問の趣旨として、この14の地区の広見地区以外でということでお聞きになられてみえるのであれば、これは今おっしゃられたとおらず1地区でやるというふうで、ここの広見地区で実施していくというふうに考えているだけでございますけれども、広見地区の中で考えるものとしては、最初は小さな組織というか、少ない構成で始めていったとしても、それが順番に広がって、取り組みが広がっていく中で、いろいろな方々がそれに加わりたいというふうに申し出があれば、それはどんどんと加えていくと。なおかつ、先ほども言われましたように、失敗するということもあるかと思えますけれども、そういったものも受け入れていくというような形で地域の方は考えているというふうに思っております。

○委員（伊藤健二君） 実はね、地域住民による地域課題の解決を目指していくというだけであって、どういう分野のどういうやつをどうやるかなんてというのは幾らでも変化球が、変化・発展の要素があるんですね。

例えば広見地区だと、この前の2月10日に高齢福祉課あたりが中心になって介護保険を保険の給付の話じゃなくて、地域で支え合いの組織をどうつくるかと、地域コーディネーターの話まで出てきて、あれをもっとたくさんあるんだとばかり僕は思っていたら、たったの一人しかまだ市にいないような話で、そうするとその人がいるのがたまたま広見、たしか東部包括支援センターの中の人なんですよ、名前をちょっとど忘れしちゃいましたけど。そういう人が束ねていろいろといろんな人のやる気を組織しつつ、上手にコーディネートして、つまりまだ安心・安全な、市長の言う安心なまちづくりのネットが十分まででき上がってないけど、市民活動でやられているさまざまな要素を束ねつつ、これを紡いで、東部地域に高齢者を中心とした安心のネットができたり、支えができたり、激励したり、楽しんでもらったりする組織ができるのはすごく大事で、言ってみりゃあ今地域でやろうとしている地域支援活動の、可児市が市の事業としてやることになった平成28年4月からの地域総合支援事業中の具体化の方向なんですよ、正味言って。

だけど、まだそれは量的にも広がっていない。それをサロンという格好で、例えば広見公民館で今やっている御仁が何人かおられて、この前、演壇の上で紹介もされていた。その人がこれを使ってちょっと経費的にも応援してもらいながら新たな内容としてやろうと、新たな位置づけを含めてやろうというふうに言ってきたら、これは適用できちゃうんじゃないですか。これはだめという、だめ規則はないみたいなもんで、住民の人たちが地区長の人を初めとして、地域の住民が主体的に取り組むボランティア的な取り組みを応援するというか、この枠組み制度を利用して発展させるというのも可能に思うけど、そういうところのすみ分けのような話はまだ余り明確になっていない。健康サロン、カフェサロン、いろいろと発展形が出てくるような気がするけど、そういうようなものはありますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 広見には、そういうふうでサロンという形で活動していただいている団体もありますけれども、今回のモデル事業というのは、この制度を使ってそれぞれの団体がその活動をどんどんやっていくということではなくて、このモデル事業にそういう活動もどんどんと一緒になってやっていただくということを考えております。

それで、地域でいろいろな活動をしてみえる方の中で、その地域課題として、今回子供の居場所というところで駄菓子屋カフェというのを今計画しようとしておりますけど、このカフェの中には、当然、今のサロンでやってみえるカフェ、こういったものと一緒にタイアップしながらやっていくというようなそういうようなことを考えてみえるということで、個々の団体の個々の取り組みではなく、広見地区のみんなで少しずつ協力しながら一緒にやっていきたいと思いますという、そういう形になっていくんだというふうに思っております。

○委員（伊藤健二君） わかりました。

今、子供の居場所、具体的なテーマでいうとそういう形態というかテーマに対する取り組みという、それは今のあなたが説明をしてくれた実施期間3年間ですという話の中の表面には出てきていないよね。この地域でのモデル地区として具体化した中身の一つが、例えば子供の居場所づくり、子供食堂だったり、子供の居場所だったり、アフターケアの問題だったりという話。だからこのテーマが、これ以外の問題で、例えばさっき私が言ったような高齢のお年寄りの安気づくりの話として展開されるというのもそれもあり得るというふうに理解はできるけど、個々の問題ではないと、通常は一つの大きい地区の枠の中でやらされようという話なんだということなんですね。

だけど、それは今現にやっている個々のサロンだとか、カフェだとかという話とは、そのままそれはスライドして、認定事業になるということではないんだという理解でいいですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今、実際に活動していただいている活動がこの事業として認定するというのではなくて、この事業として計画する中にそういった方々も加わってもらおうと、そういう形です。

今、ここに3年間という実施期間の中で、まずはじめの一步として子供の居場所というところが今検討されておりますけれども、これからまだ市として、いろんな市がやってほしいものとして4つの重点項目がございますが、こういったところは地域で地域の課題として、その中で先ほど言われた高齢者の安気づくり、こういったものが地域の課題というふうに恐らくなくなってくるんだろうと思いますけれども、そういった場合には、今の高齢者のためにやっていく、いろんな取り組みが一緒になってやられるというようなことも考えられていくんだろうというふうに思っております。

○委員長（高木将延君） よろしかったでしょうか。

そのほか質疑のある方。

○委員（渡辺仁美君） このモデル事業は、地域課題を解決していく地区センター、そして、その地域の中で管理運営主体を形成していくという事業と捉えていいんですか。例えば細かいカフェとかそういうことではなくて、何を行動していくかではなくて、主体をつくる、そ

ういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） そのとおりです。細かないろいろな課題を解決するというこ  
とで、その課題を解決するためにいろいろな取り組みはしていきますけれども、その取り組  
みをする形をどういう形がいいのか、地域の人がどういう形で地域の総意としてそれを取り  
組んでいくのかという、そういうものを見つけていくという事業だというふうに認識してお  
ります。

○委員（渡辺仁美君） 我々建設市民委員会で花巻市に行きまして、ちょうど公民館から地区  
センター化した事例を十分に学んできたんですけれども、このモデル事業自体も何か模範と  
いうか、倣われているものがあるのかということと、はじめの一步というのは何かの団体名  
でしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） まず、どこかに倣っているかというふうに言われますと、い  
ろんなところでいろんな取り組みをしておりますけれども、今の国のまち・ひと・しごと創  
生総合戦略、こういうものの中で時代に合った地域づくりというようなところで、小さな拠  
点の形成ということがあります。この小さな拠点ということで、まちづくりという大きな観  
点ではなくて、地区センターを拠点としたというところで考えておるものでございまして、  
どこかをまねてとか、どこかの取り組みを目指してということではございません。

はじめの一步計画というのは、そういう名前ではなく、とにかくまずやれることをまず初  
めに一個何かやってみようという、そのはじめの一步という意味です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、ダイセキ環境ソリューションについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしくお願ひします。

お手元のほうにお配りしました資料5につきまして説明をさせていただきますが、その前  
に少し振り返っていただくために、この表に書いていないことだけ確認も含めてお話をしま  
す。

まず現在、公害防止協定を締結しました。その前に、昨年の平成29年10月6日とそれから  
11月8日の2回に分けて協定書の中身について説明をさせていただいて、公害防止協定につ  
いては11月1日に締結をしておるところです。県のほうから11月16日付で事業計画の事前の  
確認ができたよということで、ダイセキ環境ソリューションのほうに着工してもいいという  
意思表示をなされて、11月17日から本工事に着手しておるという状況です。その中でちよ  
うど平成30年2月9日、先週の金曜日ですけど、ダイセキ環境ソリューション側が県のほうに  
この表でいきますと下から3段目に処理業の許可申請というところがあると思いますけど、  
それに向けたその処理業の許可申請の上、2つ上がったところに処理業許可協議というこ  
ろを進められる中で、2月9日現在で打ち合わせした内容を入れ込んで、2月10日時点でつ

くってもらったものをきょうお示しをしました。

おおむね固まってまいりましたのが、建築側の工事については8月中旬をめどに完成を目指していきたいということです。今までの説明の中では、建設工事とプラントの設置工事というのを一緒に恐らく示してみえたと思いますけど、今回の整理では、建設工事側がおさまった後からプラントの設置工事に入るということで、確実に順序立てて進めていきたいというふうに考えておるようです。プラントの設置については11月下旬を目途に進めていくと。同時に県の許可協議、または県や市、あるいはその他の諸機関への各種手続を同時に進めていきたいというふうに考えておるようです。

そして、処理業の許可申請については、事業者としてはおおむね一月をめどとして、12月下旬には許可がおりるだろうという予定をしているようです。その前さかのぼっていきますと、プラントの設置をすると同時に、開発の準備、開業の準備ということでプラントの機能の確認をしながら県の立ち入りだったり、事前のチェックだったりというのを現場のほうでやっていただきながら進めていきたいということで、平成30年9月上旬以降12月下旬まで開業の準備ということで、翌年2019年と書いてありますが、平成31年1月上旬から施設の稼働をしていきたいというふうに考えておるようです。

この間に、私どもと岐阜県の環境管理課と一緒に2回ほど立ち入りをしました。1つ目につきましては、12月27日の立ち入り、それが第1回目の立ち入りを県がなさるということでしたので同席をさせていただいて、現場の全体の工程確認やら今後の仕事のやり方ということの全体を確認いたしました。その中で、県のほうから調整池の底版のコンクリートを敷くということになっていましたので、その現場の施工中に立ち会うということでありまして、1月31日にちょうど調整池のコンクリートの打設をしましたので、そのときに県と一緒に立ち合わせてもらって、状況の確認、それから施工管理、打設の厚み等々を現場で確認をまいりました。工事が鴻池組という会社が請け負っておるんですけども、非常に丁寧な仕事をおみえになって、その現場の代表の所長も非常に丁寧な方で、非常に親切に対応していただいているような状況です。また、我々環境課としましては、おおむね2週間から半月をめどに一回はのぞくよということで、いつでもいらしてくださいということでしっかりと連携ができるように調べておるところです。

次の県の立ち会いは連休明けになるんじゃないかなあと考えていますけれども、やはり全体の流れの中で地下浸透をされるのが一番困るということで、コンクリートの全体舗装をすることになっていきますので、その現場においてはしっかりと確認したいということで、立ち会いを求めるということで予定をされてみえまして、るる工事予定の工程も若干天候もありますので変わってまいりますので、その辺も情報提供いただきながら県とも調整しながら進めておる状況であります。

報告といたしますか、情報をいただいたのはそこまでですので、我々が聞いておる内容はそんなところでございます。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 鴻池組のところで丁寧な仕事をやってもらっているという話で、それは大変結構なことです。

東北のほうへ視察で行ったとき、あそこへ見たときも本当にコンクリートが打ってありました。それでこの水が全部あそこへ入るんですかと言って、以前の委員会の際の報告の話の中で私もしまして、環境課長も御承知だと思いますけれども、本当に大きな水槽というか貯水槽らしきものが2つあって、どしゃ降りの時間100ミリのときだけは本当にあれがあふれるんじゃないかといって悩んだという話がありました。なぜその心配をしたかという、結局、その表面に降った自然水も含めて全部くみ上げて、いわゆる汚染を、土質及び水質汚染を起こさせないということで処理をして、処理確認したものを下流域へ流していくということを徹底するわけですね。それは大事な姿勢であって、それを保証していくのが表層のコンクリートの打設であったり、排水路、給水路のちゃんとした設置だということです。

今度、ダイセキ環境ソリューションが可児でやろうとしているのは、その規模ははるかに小さいということですし、それでも多分大丈夫なはずだという話で来ていましたけど、本当に可児でも時間100ミリの雨量はないわけではない。過去でも発生しているということで、集中豪雨的なものが出たときの対応もきちんとやっぱりやっていってもらうように、しっかりと点検と、あと総面積やわね、それであそこの調整池が適切な規模と対処の仕方になっているかどうか、これは引き続き確認をしていく必要があると思うし、環境課としてもしっかりと見守ってほしいと思うんですね。よろしくお願いします。

○環境課長（杉山徳明君） 御指摘のとおりでございますけれども、調整池については建築指導課とも確認しながら容量を確認していますし、またごらんになってみえるので、大館市のDOWAという会社の処理施設については、全くお天水を全部現場に受けてしまう状況、言い方を変えると土が外に出してありますので、外に出してあるものが水に接触する可能性が非常に強いということが懸念されるところで、岐阜県の担当で私も一緒に同行したときにも、その件についてはくれぐれもそういう接触がないような形で、岐阜県としては屋根つきの処理、そして屋根つきの保管ということを徹底したいと。そのことによって粉じんが舞ったとしても外に出ていないということが確認できる状況にまずはしてくれというのが、今回の事業の県の一番の考え方でありますので、委員御指摘のような外に土がこぼれるようなことがあってはいけませんけれども、そうでない限りは今のところ粉じんも含めて外に出ていかないという考え方でおるんです事業者が。我々はそうであるだろうと思っていますけれども、粉じんチェックとかそういったことについては監視項目として入れた上で、公害防止協定でもお話をさせてもらったとおりですけど、様子を見ながらそういったことについて監視してくださいねと。事業が出てくる段階でまた改めて立ち入りさせてもらって確認していくよということについては、今もお話をしているところで、そのこと自体で処理業の許可についても早目に相談をされるようなことを現在もしてみえるので、そういったことについては我々

も慎重に構えながら現場も含めて見ていくようにしていますので、それはもうおっしゃるとおりだと思っています。

また、考え方の中で実は平成28年3月に土地を取得されて、もともとこの事業はもうそろそろ稼働しているはずなんですよね、スタートの時点では。会社が考えていたのは平成30年3月には試運転して、4月にはみたいな形だったと思いますけど、それがこの間ごらんいただいたように来年の平成31年1月が、我々見ているのは早くてというように考えておりますけど、ということで相当の期間が延びているのは、県も我々も含めて慎重にそういったことを注文してきておることのあらわれだと思っておりますので、御意見としてごもつともだと思っていますので、今後もそういう形で進めていきたいと思っていますので、御意見がありましたらまたお知らせいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（高木将延君） そのほか発言ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） まずこの資料が、これはダイセキ環境ソリューションがつくって、それをそのまま委員会資料として出されたわけですが、市民サイドからすれば、現実どう動いて、市はどうかかわったの、この先どうなるのということなんです。それが私ら委員会としての努めなんです、それを報告する義務は。

委員会では、ダイセキ環境ソリューションからこういうものが出てきたのを私らが受け取りましたでは、これは事は済まない。だから先ほど平成30年1月31日県と一緒に立ち入りしたよ、平成29年12月27日も立ち会いしたよ、こういうことが一番大事なんです。だから、そのことをきっちりとして文書化していかないと先々こういうケースがあるかもしれないし、この経過というのは、行政でしかわからんということになりかねないんですよ。私は、ダイセキ環境ソリューションと仕事したことはありますので、すばらしい会社ですわ、何の心配もしていません。していませんが、そういうことじゃなくて、市役所が市民に向かって仕事をしておるわけですから、県の許認可事項ではありますけれども、市がどう動いた、どうなったということのやっぱり報告が欲しいし、記録もしっかりと残して委員会に提出していただきたいということをお願いしておきます。

○委員長（高木将延君） よろしくをお願いします。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了いたしたいと思います。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

委員会の委員の中で御意見ある方、発言ある方ありましたら、その他事項でお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

私のほうから1件、農業委員と農業推進委員との懇談会をやりたいなというふうに思っております。農業委員が月1回総会を市役所で開いておりますので、その日に合わせて総会後であればなあというふうに思っておりますが、皆さんもその方向でよろしければ私のほうで

準備したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「何曜日ごろというのは」の声あり〕

一応予定が出ているのは、平成30年4月4日という予定は一つ出ているので。

〔発言する者あり〕

そうですね。そのあたりでちょっと調整したいなあと考えておりますので。

〔発言する者あり〕

また、決まりましたら連絡させていただきたいと思います。私からは以上です。

そのほか何もなければ委員会を終了したいと思います。

○委員（大平伸二君） 今のダイセキ環境ソリューションの進捗状況って一度委員会で視察してもいいのかなあと考えておるんだけど、現場がどういうふうになっちゃったんだろうというのをまだ見ていないもんで、もし機会があれば。

○委員長（高木将延君） はい、私も今説明を受けて、どこかでやはり稼働前、また工事中とか見てみたいなあと考えておりますので、そちらも執行部のほうと日程を調整しながら決めたいなあとと思います。

〔発言する者あり〕

私もプラントの中身と、あと向こうが設置すると言っていたセンサーというか、環境等に関するいろいろ施設を整備してもらおうということだったので、そのあたりも一緒に見られたらと思っているので、そのあたりが入るタイミングで何とか調整したいなと考えております。そのほかなければ。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、本日の建設市民委員会はこれにて終了いたします。皆さん長時間御苦勞さまでございました。

閉会 午後4時32分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月15日

可児市建設市民委員会委員長